## 第4回 農地・農村部会における主な議論(未定稿)

(内閣府地方分権改革推進室の責任において編集したもので、今後、修正の可能性があり得る。)

## 〈農地転用に係る事務・権限の移譲等について〉

- ○着地点としては、農地をはじめとする土地利用の権限は市町村に統合し、そこで総合的 に運用することが望ましい。その際、農業委員会制度の見直しも含めて、市町村の中で、 様々な観点から土地利用の調整ができる仕組みをつくることが必要。
- (農地転用に係る分権が進んだ場合でも、) 国は農地の確保のための基準等をつくる役割を担うことになるが、具体の基準の当てはめについては、できるだけ国の関与を無くし、市町村が実施するとともに、域内での当てはめの調整は、市町村における適切な仕組みによって行うことが望ましい。
- ○我が国の土地利用に係る法体系は重層的で複雑なものとなっているが、本来、一元的で 総括的な法体系であるべき。なおかつ、なるべく現場に近い市町村が包括的に担うこと が、効率性や迅速性、さらには正確性の面から望ましい。
- ○都市と農村の土地利用に係る法体系を統合し、一元的な主体として基礎的な自治体である市町村が管理するというのが大きな流れであり、中長期的にその方向に進むべき。
- ○都市的な土地利用では分権が非常に進んでいる一方、農地の方は都道府県止まりになっており、短期的にはこれをどう調整してすり合わせていくか、シームレスに繋いでいくかが課題。また、ゾーニングする権者と個別に許認可を行う権者が一致していない場合があり、その点を調整していくことも課題。

## 〈農地の総量確保の在り方等について〉

- ○農地の総量確保 (マクロ的な課題) と個別の農地転用権限の実施主体 (ミクロ的な課題) を整理しつつ、両者は連携していると意識することが重要。その際、農地の確保に係る 数量目標について、国から地方へ割り当てるような仕組みではなく、ある種のトップダウンと地方自治体からのボトムアップをどう調和させるのかが、今後の制度設計のポイントであり、そのような形で分権改革を進めるべき。
- ○農地の総量確保を中長期的な課題として、ミクロ面の改革だけを当面行うのはリスクが 大きく、食料自給の観点からも農地の総量確保をおろそかにするべきではない。地方自 治体に農地の転用権限も下ろしていくという方向は、欧米の流れにも沿うものであるが、 守るべきところを何らかの形で基準設定するなど、マクロ的な視点を押さえた上での分 権であるべき。

- ○人口減少、超高齢社会の到来を踏まえて、今後の土地利用のあり方を考えるべき。そう した社会情勢の変化を踏まえれば、都市については、市街化区域を拡大するよりもコン パクトシティを目指す方向。一方で、農地についても、必要とするカロリー総量が減少 し、確保すべき農地面積も減少するのではないか。
- ○権限を移譲する場合でも、確保すべき農地の総量について国が何らかの方向性を示すことは必要。しかし、適正な総量を決めるというのは非常に困難であり、暫定的にどのような目標を立てることが合理的か、現実的に考えることが重要。
- ○マクロ的な農地の総量確保は、国全体というより地域のブロック単位で考えるのが現実 的。その際、広域での調整についてどのように考えるかが課題。
- ○マクロ的な視点とミクロ的な視点について、国も地方も総量確保が必要という点では同じだが、ミクロの部分を地方に任せることができるのかという点において、国と地方の認識や価値観の違いがあり、これをどのように埋めていくかが課題。
- ○人口減少社会の中では、宅地から農地へという土地利用転換も生じてくることを考慮しながら、今後の土地利用管理の仕組みを検討していくことが必要。
- ○農地の総量確保においては、単にこれまでのものを守るばかりではなく、宅地から農地 への転用という観点も含めて考える必要。

## 〈その他〉

- ○国と地方公共団体が各地方で定期的に協議する場は非常に重要。農地法改正を待たずに 具体的な仕組みの設計をすべき。
- ○農地と都市的土地利用の中間に、農地サイドからも都市サイドからも土地利用の管理が なされないケースがあり、農地管理と都市的土地利用管理との間に制度上の隙間が存在 することに留意する必要。
- ○再生可能エネルギーに係る規制緩和は、農業の活性化という観点から重要ではあるが、 耐用年数なども考慮し、中長期的な視点を入れながらその是非を検討すべき。
- ○改正農地法附則に基づく農地法の検討・見直しスケジュールを明らかにすべき。